

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

昭和 45 年 3 月 28 日

規則第 15 号

改正 昭和 49 年 9 月 9 日規則第 33 号 昭和 54 年 10 月 4 日規則第 36 号
昭和 56 年 10 月 5 日規則第 40 号 昭和 58 年 3 月 17 日規則第 5 号
昭和 61 年 3 月 27 日規則第 6 号 昭和 61 年 11 月 17 日規則第 28 号
平成 5 年 3 月 29 日規則第 12 号 平成 6 年 3 月 28 日規則第 9 号
平成 6 年 6 月 23 日規則第 26 号 平成 7 年 10 月 12 日規則第 34 号
平成 11 年 3 月 15 日規則第 3 号 平成 12 年 3 月 30 日規則第 16 号
平成 19 年 3 月 29 日規則第 7 号 平成 21 年 3 月 16 日規則第 5 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号 平成 22 年 3 月 1 日規則第 3 号
平成 29 年 3 月 23 日規則第 9 号

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則をここに公布する。

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[長野県心身障害者扶養共済制度条例](#) (昭和 45 年長野県条例第 8 号。以下「条例」という。) の規定に基づき、[条例](#) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重度障害でない状態等)

第 2 条 [条例第 3 条第 3 項](#) ただし書に規定する知事が別に定める場合は、[別表](#) に掲げる状態 (加入者が制度加入前に既に有していた障害又は加入前の原因により生じた障害によるものに限る。) にある加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、同項各号のいずれか一に該当する状態となつた場合とする。

2 [条例第 7 条第 1 項](#)、[第 10 条第 3 項](#) 及び [第 20 条第 1 項](#) 第 2 号に規定する別に定める重度障害とは、[別表](#) に掲げる状態 (口数追加加入者が、口数追加前に既に有していた障害又は口数追加前の原因により生じた障害によるものに限る。) にある口数追加加入者が、既に障害を生じていた身体の同一部位に新たな障害が加重して生じた結果、[条例第 3 条第 3 項](#) 各号のいずれか一に該当する状態となつた場合における当該状態をいう。

一部改正 [昭和 54 年規則 36 号・56 年 40 号・平成 7 年 34 号]

(加入等の申込み)

第 3 条 [条例第 5 条第 1 項](#) に規定する加入の申込みは、加入等申込書 ([様式第 1 号](#)) に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行ふものとする。

- (1) 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- (2) 申込者 (被保険者) 告知書
- (3) 障害証明書

2 [条例第6条第1項](#)に規定する口数追加の申込みは、加入等申込書に申込者（被保険者）告知書を添えて知事に提出して行うものとする。

一部改正〔昭和49年規則33号・54年36号・平成7年34号・22年3号〕

（加入等承認通知書等の交付）

第4条 知事は、[条例第5条第2項](#)又は[第6条第2項](#)の規定により、制度への加入又は口数追加（以下この項において「加入等」という。）を承認したときは加入等承認通知書を、加入等を承認しなかつたときは加入等不承認通知書を当該申込者に交付するものとする。

2 知事は、加入者又は口数追加加入者が、第1回の掛金等（[条例第9条](#)に規定する掛金等をいう。以下同じ。）を納付したときは、長野県心身障害者扶養共済制度加入証書（[様式第2号](#)。以下「加入証書」という。）又は長野県心身障害者扶養共済制度口数追加証書（[様式第3号](#)。以下「口数追加証書」という。）を交付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成6年9号・7年34号〕

（掛金等の減免）

第5条 [条例第9条](#)に規定する掛金等を納付することが困難であると認める間は、次の表の左欄に掲げる間とし、同条に規定する別に定める基準に従い減免することができる掛金等の額は、[条例第7条第3項](#)の規定による掛金等の額に、同表の左欄の区分に従い、当該右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

左欄	右欄
(1) 加入者の生活水準が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）以下であると知事が認める間	100分の100
(2) 加入者が、前年度の個人の県民税を課されている者のいない世帯に属する間	100分の50
(3) (2)に該当する場合以外であつて、加入者が前年度の個人の県民税の所得割を課されている者のいない世帯に属する間	100分の30
(4) 当該加入者が、2人以上の心身障害者を年金給付の対象とする加入者である間	100分の30

一部改正〔昭和54年規則36号・61年6号・平成7年34号〕

（掛金等の減免申請）

第6条 [条例第9条](#)の規定による掛金等の減免を受けようとする加入者は、掛金等減免申請書（[様式第4号](#)）を知事に提出しなければならない。

2 加入者は、前条の表の(1)に該当しなくなつたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成7年34号〕

（掛金等の納付期限）

第7条 掛金等は、当月分をその月の末日までに納付しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成7年34号〕

(年金の給付手続)

第8条 [条例第10条](#)の規定による年金の給付を受けようとする者は、年金給付請求書 ([様式第5号](#)) に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 加入者の死亡により請求する場合

ア 加入証書又は口数追加証書

イ 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、当該加入者の死亡が、加入した日(口数追加加入者である場合は、口数追加の日)から2年以内であるときは、所定の死亡証明書又は死体検案書とする。

ウ 加入者の住民票の写し

エ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 加入者の重度障害により請求する場合

ア 加入証書又は口数追加証書

イ 重度障害診断書

ウ 加入者の住民票の写し

エ 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し

オ その他知事が必要と認める書類

2 知事は、年金の給付請求があつた場合において、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書及び長野県心身障害者扶養共済制度年金証書 ([様式第6号](#)。以下「年金証書」という。)を、給付の請求を却下したときは年金給付請求却下通知書を当該給付請求をした者に交付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則36号・56年40号・平成6年9号・26号・7年34号〕

(加入証書等の再交付)

第9条 加入者又は年金受給権者若しくは年金管理者は、加入証書若しくは口数追加証書又は年金証書を亡失し、又は損傷したときは、加入証書等再交付申請書を知事に提出して、再交付を受けるものとする。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成6年9号・7年34号〕

(年金の支給停止)

第10条 [条例第12条](#)の規定による年金の支給停止は、年金支給停止決定通知書を、年金受給権者又は年金管理者に交付して行うものとする。

2 知事は、年金支給停止の理由が消滅したときは、年金支給停止解除決定通知書を交付するものとする。

一部改正〔昭和49年規則33号・54年36号・平成6年9号・7年34号〕

(弔慰金の給付手続)

第11条 [条例第16条](#)の規定による弔慰金の給付を受けようとする者は、弔慰金給付請求書 ([様式第7号](#)) に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 加入証書又は口数追加証書

- (2) 加入者の住民票の写し
- (3) 心身障害者の住民票の写し

2 知事は、弔慰金の給付請求があつた場合において、弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書を、給付の請求を却下したときは弔慰金給付請求却下通知書を当該請求をした者に交付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成6年9号・26号・7年34号〕

(脱退一時金の給付手続)

第12条 [条例第17条](#)の規定による脱退一時金の給付を受けようとする者は、脱退一時金給付請求書 ([様式第8号](#)) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、脱退一時金の給付請求があつた場合において、脱退一時金の給付を決定したときは脱退一時金給付決定通知書を、給付の請求を却下したときは脱退一時金給付請求却下通知書を当該請求をした者に交付するものとする。

追加〔平成7年規則34号〕

(脱退等)

第13条 [条例第20条第1項](#)第4号に規定する脱退の申出又は同条第2項第1号の規定による加入口数の減少の申出をしようとする加入者は、脱退(口数減少)届書に加入証書又は口数追加証書を添えて、知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成6年9号・7年34号〕

第14条 [条例第20条第1項](#)第5号及び[第2項](#)第2号に規定する知事が別に定める期間は、2か月とする。

一部改正〔昭和54年規則36号・平成7年34号〕

(届出)

第15条 [条例第21条](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) [条例第21条第1項](#)第1号、[第2項](#)第2号及び[第3項](#)第1号の届出をする場合 氏名・住所変更届書 ([様式第9号](#))
- (2) [条例第21条第1項](#)第3号の届出をする場合 年金管理者指定届書 ([様式第10号](#)) 又は年金管理者変更届書 ([様式第11号](#))
- (3) [条例第21条第3項](#)第3号の届出をする場合 年金支給停止理由発生・消滅届書 ([様式第12号](#))
- (4) [条例第21条第4項](#)の届出をする場合 年金受給権者現況届書 ([様式第13号](#))

2 前項第4号に掲げる年金受給権者現況届書は、毎年4月1日における現況を記載し、年金受給権者に係る住民票の写しを添えて、その年の5月末までに提出するものとする。ただし、年金受給権者が長野県内に住所を有する場合は、当該住民票の写しを添えないことができる。

一部改正〔昭和49年規則33号・54年36号・56年40号・平成6年9号・26号・7年34号・29年9号〕

(書類の経由)

第 16 条 この規則の規定に基づき知事に提出する書類は、別に定めがあるものを除くほか、居住地を管轄する保健福祉事務所の長（市にあつては、当該市の福祉事務所の長）を経由しなければならない。

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・平成 7 年 34 号・12 年 16 号・21 年 33 号〕

附 則

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・56 年 40 号・平成 7 年 34 号〕

附 則（昭和 49 年 9 月 9 日規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 10 月 4 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 10 月 5 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 17 日規則第 5 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後に長野県心身障害者扶養共済制度に加入しようとする者について適用し、同日前に当該制度に加入しようとする者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 3 月 27 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 11 月 17 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 29 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日規則第 9 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 23 日規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 12 日規則第 34 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 この規則による改正前の長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により交付されている長野県心身障害者扶養共済制度特約・口数追加証書は、この規則による改正後の長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により交付された長野県心身障害者扶養共済制度口数追加証書とみなす。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日規則第 3 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 16 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日規則第 5 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 22 年 3 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（別表）

1	1 眼の視力を全く永久に失ったもの
2	し 1 上肢を手関節以上で失ったもの
3	し 1 下肢を足関節以上で失ったもの
4	し 1 上肢の用を全く永久に失ったもの
5	し 1 下肢の用を全く永久に失ったもの
6	1 手の母指及び示指を含んで 4 手指以上を失ったか若しくはその用を全く永久に失ったもの、又は 1 手の母指若しくは示指を含んで 3 手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失い、かつ他の 1 手の母指若しくは示指を含んで 2 手指以上を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
7	1 耳の聴力を全く永久に失ったもの

（様式第 1 号）（第 3 条関係）

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・平成 5 年 12 号・6 年 9 号・7 年 34 号・12 年 16 号・22 年 3 号〕

（様式第 2 号）（第 4 条関係）

全部改正〔平成7年規則34号〕、一部改正〔平成22年規則3号〕

(様式第3号) (第4条関係)

全部改正〔平成7年規則34号〕、一部改正〔平成22年規則3号〕

(様式第4号) (第6条関係)

一部改正〔昭和49年規則33号・54年36号・平成5年12号・6年9号・7年34号・12年16号〕

(様式第5号) (第8条関係)

一部改正〔昭和54年規則36号・56年40号・平成5年12号・6年9号・26号・7年34号・11年3号・12年16号〕

(様式第6号) (第8条関係)

追加〔平成7年規則34号〕

(様式第7号) (第11条関係)

一部改正〔昭和54年規則36号・平成5年12号・6年9号・26号・7年34号・12年16号〕

(様式第8号) (第12条関係)

追加〔平成7年規則34号〕、一部改正〔平成12年規則16号〕

(様式第9号) (第15条関係)

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・平成 5 年 12 号・6 年 9 号・7 年 34 号・12 年 16 号〕

(様式第 10 号) (第 15 条関係)

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・平成 6 年 9 号・7 年 34 号・12 年 16 号〕

(様式第 11 号) (第 15 条関係)

一部改正〔昭和 54 年規則 36 号・平成 6 年 9 号・7 年 34 号・12 年 16 号〕

(様式第 12 号) (第 15 条関係)

一部改正〔昭和 49 年規則 33 号・54 年 36 号・平成 5 年 12 号・6 年 9 号・7 年 34 号・12 年 16 号〕

(様式第 13 号) (第 15 条関係)